

## II 横浜瀬戸コミュニティ計画

(まちづくりの目標)

将来のトータルイメージ

日本に誇れる良質な住居地区をつくらう

(まちづくりの体系)

### 1 道路網や下水道などの都市基盤整備を加速・充実

(1)快適な生活環境づくり

①公共下水道の完備 ②公園整備

(2)道路網の再整備

①中心地等アクセス改善 ②生活道路の整備

(3)地区内の道路等の維持管理

①路面、側溝の整備 ②樹木の定期的維持管理

### 2 自然を守り自然を生かす地域として整備

(1)浦戸湾～山並の自然・史跡の保全と活用の推進

①海岸の整備 ②近自然工法 ③ホテルの里づくり

④史跡を生かした遊歩道づくり

(2)自然と調和した町並みづくりと町並み保全

(3)無計画な開発の防止

### 3 地域の人とのふれあいを大切にするまち

(1)地域が一体となった社会活動・地域活動の展開

(2)地域活動の受け皿の仕組みづくり

### 4 子どもから高齢者まで安心して暮らせるまち

(1)防災・防犯のまちづくり

(2)生涯学習や余暇活動への取り組み

(3)子供や高齢者に心くばるまちづくり

# 1 道路網や下水道などの都市基盤整備を加速・充実

公共下水道の整備促進や、公園の機能充実にむけた取り組み等快適な生活環境づくりに努める他、中心部へのアクセス向上のための道路網の整備についての検討が必要となっています。また、生活道路の有効幅員の確保や、歩道の設置、段差の解消、街路樹の樹木についての検討等、安全性と快適性を備えた地域づくりをすすめて行かなければなりません。

## (1) 快適な生活環境づくり

### ① 公共下水道の完備

— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・ 公共下水道 ○下水道計画に基づき整備中

### ② 公園整備

— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・ 公園整備
  - ※瀬戸東3号公園は、入口の段差解消の整備
  - ※横浜3号公園に、シンボルツリーを植樹
  - 街区公園の設備設置基準が、ある程度緩和されており、必要に応じ地域住民の参加を得て対応
  - ただし、椿ヶ丘公園づくり（借地公園）については、瀬戸東1号公園があり、現在のところ困難

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・ 公園空白地 ○借地基準に合致する用地があれば整備

## (2) 道路網の再整備

### ① 中心地等アクセス改善

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・ 長浜1号線 ○歩道や街路灯の設置については、今後その整備手法について検討
- ・ 長浜2号線 ○用地取得に時間を要するが順次整備

— 他機関への要望 —

- ・ 宇津野トンネル ○宇津野トンネルの2車線化について、県道管理者へ検討依頼  
○自転車トンネルについては、実施困難
- ・ 計画道路の新設 ○浦戸湾の計画道路の新設については、県に報告
- ・ バスベイ ○県交通横浜バス停への設置について県道管理者へ検討依頼

## ②生活道路の整備

— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・ 柵の改善 ○瀬戸東町の通行止め柵の改善については、地元町内会等との調整後検討
- ・ 歩道整備 ○道路を新設する際には、自歩道3m、歩道2mを確保し事業実施中

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・ 一方通行 ○地元で合意形成後、県警に要望
- ・ 側溝の蓋掛け ○有効幅員4.0m以下の市道については、地元全員の同意があれば側溝整備時に蓋掛けを実施
- ・ 電柱の工夫 ○具体的な陳情要望により検討

## (3)地区内の道路等の維持管理

### ①路面、側溝の整備

— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・ 路面・側溝の整備 ○老朽化したところから計画的に施行しており、要望等により、地元調査の上実施
- ・ 段差解消 ○全市的に交差点部分について実施中

### ②樹木の定期的維持管理

— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・ 樹木の剪定 ○7年度より、主要道路の街路樹については順次管理を行っているが、今後その範囲を拡大していく予定
- ・ 樹木の選定 ○地元で具体的な検討のうえ対応

## 2 自然を守り自然を生かす地域として整備

現在、灘地区でも実施されているウォーターフロント計画の事業の推進等内港へのレジャー機能の向上にむけた取り組みの推進をはじめ、灘川を中心としたほたるの里づくり、浦戸湾や太平洋を眺望できる鷲尾山へのハイキングコースの整備についての検討が必要です。また、生け垣づくりの推進や工場等の緑化の推進等自然と調和した町並みの形成にも努めなければなりません。

## (1)浦戸湾～山並の自然・史跡の保全と活用の推進

### ①海岸の整備

他機関への要望

- ・ウォーターフロント計画 ○現在、三里地区、灘地区において具体的に事業が進められており、事業の促進について県に要望  
○内港機能の見直しを図られ親水機能が創出されれば遊覧船の運行が可能となり、民間を含め検討がなされるものとする（漁協へ検討依頼）  
○海辺の散歩道についても、県に要望

### ②近自然工法

中長期的に実施すべき事業

- ・瀬戸川 ○現在整備計画の予定はないが、引き続き地域と協議を継続
- ・灘川 ○灘川は、今後、ホテル等の生息可能な「生物にやさしい川づくり事業」を検討

### ③ホテルの里づくり

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ホテルの里づくり ○7年度より横浜小学校をホテル飼育モデル校として指定、現在活動中  
○今後、住民、企業、行政のパートナーシップによりその活動を充実

### ④史跡を生かした遊歩道づくり

中長期的に実施すべき事業

- ・遊歩道整備 ○地域で箇所づけなど具体的な取り組みを行ったうえで検討

## (2)自然と調和した町並みづくりと町並み保全

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・生け垣づくり ○みどりの週間等のイベントで、生け垣づくりの実演、奨励金制度の手続きの資料、チラシ等の配布、樹木・花等に関する相談を実施中  
○奨励金制度等については、8年度に一部改正を行なったが、今後は広報紙等を活用し積極的にPR

中長期的に実施すべき事業

- ・地区計画 ○建築物に関するルールを地区計画として定めることは、地区にふさわしい良好な環境を保全するのに効果的であり、新たな開発については、積極的に導入を図っていく
- ・工場等の緑化 ○みどりの条例に基づき対応

### (3)無計画な開発の防止



実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ **公共事業との整合性** ○都市計画法第29条に基づく開発の場合は，対応済  
○その他の場合についても，公共事業との整合性に配慮
- ・ **地域公聴会** ○都市計画法第29条に基づく民間開発の場合には，開発業者と周辺住民との調整に努めているが，今後さらに，地元説明会等，適切な対応を実施

実施困難

- ・ **事前情報公開** ○法人技術情報（設計・考案）であり，高知市情報公開条例に基づき非公開

## 3 地域の人とのふれあいを大切にするまち

次の世代をまきこんだ地域内の一斉清掃の実施や，青少年の健全育成等一体となった地域活動の展開をはじめ，リーダーの育成，各種団体の連携の強化等いきいきとしたコミュニティづくりにむけた取り組みを進めなければなりません。

### (1)地域が一体となった社会活動・地域活動の展開



実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ **次の世代の一斉清掃** ○横浜，横浜新町小学校区青少年育成協議会において，環境美化活動の行事として一斉清掃等に取り組んでいるが，今後地域と連携を強化した取り組みの充実に向けて要請
- ・ **一声運動** ○地域ぐるみの「まちを美しくする運動」や広報紙等を通じた啓発を実施
- ・ **家庭教育の充実** ○家庭教育のパンフレット「心豊かな子どもを育てるために」を作成し，小学校1～3年生の家庭に配付
- ・ **コミュニティ紙発行** ○まちづくり支援事業の中で，コミュニティ計画推進市民会議等の活動を支援

### (2)地域活動の受け皿の仕組みづくり



実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ **地域リーダーの育成** ※まちづくり未来塾の開催（9年予定）により地域活動のリーダーの育成
- ・ **地域の連携づくり** ○行政としては，まちづくり支援事業の中で対応



## (2)生涯学習や余暇活動への取り組み



- 実施中又は短期に実施予定の事業
- ・活動助成 ○まちづくり支援事業の中で、情報の提供、機関紙の発行、人材派遣を実施
  - ・地区農園 ○市街化区域内（区画整理事業区域を除く）では、農園開設は可能
  - ・学校農園 ○横浜小学校実施中  
（横浜新町小学校は学校長とも協議し検討）
- 中長期的に実施すべき事業
- ・学校開放 ○学校の余裕教室の活用については、余裕教室の場所が警備上支障のない限り順次開放  
○ただし、横浜小学校については、現在のところ困難
- 実施困難
- ・横浜文化センター ○配本所の位置づけになっており困難

## (3)子供や高齢者に心くばるまちづくり



- 中長期的に実施すべき事業
- ・バリアフリーゾーン ○「人にやさしいまちづくり事業」として8年度は中央地区をモデル地区として調査設計実施（10年より道路整備等の事業化予定）  
○今後、面的拡大について、住民組織とさらに協議を深め検討
  - ・坂道対策 ○現地調査をおこなうが、歩道の設置や滑り止め舗装の整備には、地元の同意が必要
  - ・障害者用トイレ ○障害児のための施設整備は実施中  
○ただし、開放用については現在のところ学校教育優先の考えから困難であるが、将来的には検討が必要
  - ・街角ベンチ ○歩道への設置は、歩道は2 m、自歩道は3 m以上の設置後の幅員が必要条件新設道路整備時の残地などの公共用地や地権者の用地提供があれば、積極的に検討（地元管理が必要）  
○バス停への設置については、事業者に検討を依頼
  - ・交流施設 ○新清掃工場建設の際の地元関連施設として、現有敷地内で一体的に検討